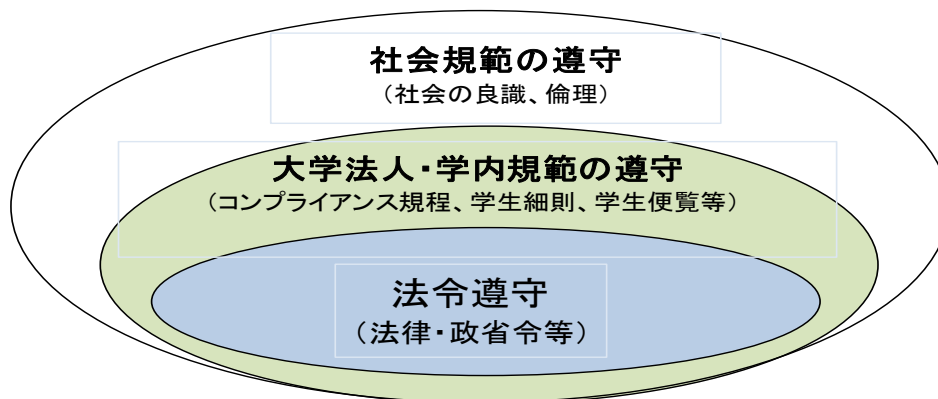


京都府立大学生コンプライアンス指針

1. コンプライアンスの意義

(1) コンプライアンスとは

「法令」だけでなく、組織で定められたルールに加え、社会規範（社会の良識、倫理）を尊重し、遵守することを含む幅広い概念です。



※法人のコンプライアンス推進規程の定義では、「法人又は教職員等が法人の業務遂行において法令（法人における規則、規程、要綱等を含む。）を遵守するとともに、高い倫理観に基づき良識ある行動をとること」とされ、教職員等には、「学生、大学院生等で、大学の研究等に参画している者」を含むものとしています。

(2) コンプライアンスの重要性

現代社会にあっては、どの組織・団体にあっても、コンプライアンスは極めて重要な意味をもっています。

コンプライアンスに反する事が、社会的信用を傷つけ、その組織の存続にも影響する重大な局面を招く事態となることも多々あります。企業にあっては、賠償責任や資金確保等も含めた多大な影響が発生し、倒産につながる事もあることから、コンプライアンスを社員に徹底させることは、企業の生命線とも言える組織運営の根幹に関わる事項となっています。

個人にとっては、違反の状況に応じて社会や組織から厳しいペナルティが課せられ、また安全に関わる規定等への違反が、生命・身体の安全を脅かすことにもつながります。

将来、社会に出て、何らかの組織の構成員として活躍していく学生にとっては、学生生活を送る中でコンプライアンス意識を高めていくことが極めて大切と考えています。また、コンプライアンスは、様々なリスクから身を守り、また、万一違法・不当なことに巻き込まれた場合にも適切に対応するという意味合いもあり、この点からも自らの問題として学生一人ひとりがしっかりと理解を深めていくことが必要です。

2 法人・大学の規則など

(1)コンプライアンスの体系

※法人及び大学で規定する規則・規程等のうち、学生に関係する代表的なものを示しています。

教職員には大学組織の構成員として守るべきルールがこれらとは別に就業規則などで定められています。

京都府公立大学法人の規則・規程等	
京都府公立大学法人コンプライアンス推進規程 ☆	法人におけるコンプライアンスの推進を図るため、倫理規程の推進とともに、必要な事項を定めるもの
京都府公立大学法人反社会的勢力への対応に関する規程	反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めるもの
教職員等の職務発明に関する規程 ☆	教職員等がした発明の取扱いについて必要な事項を定めるもの

京都府立大学の規則・規程等	
<学生のキャンパス生活全般に関する事項>	
京都府立大学学生細則	学生の守らなければならない事項を定めたもの
京都府立大学附属図書館規程	図書館の利用に関する手続き等を定めたもの
京都府立大学学生が行う掲示等に関する規程	学生が本学の内外において行う掲示、印刷物、立看板等を用いて行う広告等の取扱いについて定めたもの
京都府立大学学生集会規程	学生が本学の内外において行う集会及びその他の団体活動について定めたもの
京都府立大学学生団体規程	学生が本学の内外において活動を行うために結成する団体については、毎年所定の届け出、報告を行う等の手続きを定めたもの
京都府立大学学生寄附募集に関する規程	学生が本学の内外において寄附を募集しようとするときは届け出、報告を行う等の手続きを定めたもの
<研究活動に関する事項>	
京都府立大学における研究活動に関する行動規範 ☆	教職員が適切な研究活動を行うための行動規範(科学者の責務、公正な研究、法令の遵守等)を定めたもの
京都府立大学における研究活動上の不正行為等への対応に関する規程 ☆	国の研究不正行為対応等のガイドラインなどに基づき、不正行為を防止するために必要な事項を定めるもの
京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程 ☆	公的研究費について、適正に運営管理するために必要な事項を示し、研究活動の不正行為や研究費の不正使用の防止を図るもの
京都府立大学受託研究取扱規程 ☆	外部機関等からの委託を受けて行う研究に関する取扱いについて必要な事項を定めるもの
京都府立大学共同研究取扱規程 ☆	外部機関等と共同研究を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるもの
京都府立大学研究成果有体物取扱規程 ☆	研究成果有体物の適正な管理等を図るため、その取扱い等に関する事項を定めるもの
京都府立大学調査・研究倫理規程 ☆	人間を対象とする調査・研究に対して、国の倫理指針の外、国際的な規範、規約、条例及び学会が定める諸規程を遵守することを求め、これに関する必要な事項を定めるもの
京都府立大学組換えDNA実験規程 ☆	組換えDNA実験を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準等を示すもの
<情報システムに関する事項>	
京都府立大学情報システム利用規程	情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に関する事項を定めるもの
<懲戒に関する事項>	
京都府立大学学生懲戒規程	学生の懲戒に関し必要な事項を定めたもの

☆ 研究等に参加する学生・大学院生などに遵守がもためられているもの

(2) 主な規程等内容

◆ 全般的なもの

- ① 京都府公立大学法人コンプライアンス推進規程（平成20年10月16日）
 - ・ 倫理規程の推進とともに、法令の遵守や高い倫理観に基づく行動を求めるもの
 - ・ 学生、教職員等の生命、身体、財産等に重大な損害を与える行為等の具体的な違法行為を規定（教職員等（学生を含む）は、コンプライアンスの趣旨を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するよう努めなければならない。）
 - ・ 違法行為が発生した場合の通報窓口やその際の処理などの手続等を併せて規定
(<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/files/kitei30.pdf>)
- ② 京都府立大学学生細則（平成20年4月1日）
 - ・ 学則に基づく学生の守らなければならない事項について規定
 - ・ 保証人の確保、誓約書、学生証、留学、退学、停学など各種の手続きの定めや学内諸規程に遵守などを規定
(<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/640.pdf>)
- ③ 学生便覧（入学年度毎に作成）
 - ・ 大学の理念、組織、学年暦、履修内容（授業、試験に関することなど）各種プログラム、学生生活、諸手続・証明、諸規程等について網羅
 - ・ 「Ⅲ学生生活案内」には、学生生活における諸事項について、きめ細かく記述（学内での飲酒全面禁止、薬物乱用防止、ハラスメント相談、自転車の安全利用など）

◆ 研究活動等（担当教員と併せて研究に参画する学生にも次のことが求められています）

- ① 京都府立大学における研究活動に関する行動規範（平成27年4月1日学長通知）
(<https://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4629/koudoukihan.pdf>)
 - ・ 教職員が適切な研究活動を行うための行動規範（科学者の責務、公正な研究、法令の遵守等）を定めているもの。
- ② 京都府立大学調査・研究倫理規程（平成20年京都府立大学規程第14号）
(http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/614_20170801.pdf)
 - ・ 人間を対象とする研究に対して、ヘルシンキ宣言の精神に則り、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針等の国際的に認められた倫理規程等を研究者が遵守することを求め、必要な事項を規定
- ③ 京都府立大学における研究活動上の不正行為等への対応に関する規程
（平成25年度京都府立大学規程第1号）
(http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/677_20170801.pdf)

- ・国の研究不正行為等のガイドラインに基づき、不正行為を防止するために必要な事項を規定
- ・ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿等、研究活動上の不正行為等を規定
- ・不正行為等に関する相談、通報及び告発に対応する受付窓口や調査委員会の設置などの手続等を併せて規定

④ 京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程

(平成27年京都府立大学規程第3号)

(http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/682_20170801.pdf)

- ・公的研究費について、適正に運営・管理するために必要な事項を示し、研究活動の不正行為や研究費の不正使用の防止を図る
- ・最高責任者、統括責任者、コンプライアンス推進責任者等の責務を明確にし、ルールの明確化、統一化を図るとともに、相談、通報及び告発の窓口を設置
- ・不正防止計画の策定や監査の実施等について明記

(その他関連する法人・大学規程等)

- 京都府立大学受託研究取扱規程
- 京都府立大学共同研究取扱規程
- 京都府立大学研究成果有体物取扱規程
- 教職員の職務発明に関する規程
- 京都府公立大学法人知的財産ポリシー
- 京都府公立大学法人利益相反ポリシー
- 京都府公立大学法人臨床研究利益相反指針

◆ 情報システムに係るもの

① 京都府立大学情報システム利用規程 (平成20年京都府立大学規程第62号)

- ・情報システム利用者の遵守事項、手続き、禁止事項を規定

(<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/662.pdf>)

◆ 違反者への措置に係るもの

① 京都府立大学学生懲戒規程 (平成27年4月1日)

- ・学生の懲戒に関する必要な事項を規定

(<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/681.pdf>)

(懲戒の対象とする行為)

- ・犯罪行為
- ・重大な交通法規違反行為
- ・学生、教職員等に対する暴力行為
- ・施設及び整備を不正に使用する行為
- ・試験等における不正行為
- ・ハラスメント行為
- ・研究活動及び情報に関する不正行為

- ・ 学生の学修、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- ・ 本学の名誉を著しく損傷する行為
- ・ その他学生の本分に反する行為

(懲戒の種類)

- ・ 退学 学生としての身分を剥奪
- ・ 停学 一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止
(無期又は1箇月以上6箇月以下の有期)
- ・ 訓告 学生の行った行為を戒め、将来にわたってそのようなことがないように注意

(説諭)

- ・ 説諭 学生の行為が懲戒に相当しないと判断した場合、学生に説諭を行う
(学長説諭、学生部長説諭)

※ 懲戒処分を受けると、授業料減免、奨学金等が取り消されるなど不利益が発生します。

3. コンプライアンスの推進に向けて

(1) コンプライアンス推進のポイント

● コンプライアンスの趣旨の理解

コンプライアンスは、ただ「何か決められたものを守る」、「マニュアル通りにやる」ということではありません。規則等で行動をがんじがらめに縛ることが重要ではなく、ルールの目的や考え方、その背景にある社会的なニーズまで含めた理解が重要です。

「ルールがないから許される」あるいは「決まりがないから不合理なものでも守り通す」、こうした考え方は、目的と手段を混同しているものであり、コンプライアンスの趣旨にそぐわないと考えられます。

自らの身を守り、安全で快適なキャンパスライフ送るため、学生一人ひとりがコンプライアンスの認識を深め、行動していくことが何より大切なポイントです。

(2) 特に留意すべき事項（日常のキャンパスライフを安全快適に過ごすために）

コンプライアンスは多岐に亘るのですが、府立大学でも近年コンプライアンスに関連する様々な事案が発生しています。懸念される事項を、次に掲げますので十分留意してください。

(ア) 飲酒（アルコール）に関して

・ 学生が急性アルコール中毒で死亡する悲しい事故が本学で起こっています。お酒は嗜好品ですが、時として尊い命を奪う危険もあるということを、胸に刻んでおいていただきたいと思えます。

・ 大学は、学業、研究の場であることから、敷地内における飲酒をすべて禁止しています。（「たまご」など営業区域内は除く）

・ 学外において、クラブ・サークル等で酒席を設ける場合は、次の点を守ってください。

- ① 「未成年者飲酒禁止法」「道路交通法」を踏まえ、未成年者、自転車・自動車を運転する者には、絶対に飲酒させない。
- ② イッキ飲みなどの、危険な飲み方をしない・させないことはもとより、飲酒しない人に飲むように勧めることもしない。
- ③ 飲酒しない人のために必ずソフトドリンクを用意するなど、その場に応じて、飲酒しない人が居心地悪くならないように配慮する。

(イ) 喫煙に関して

・ 本学では、「健康増進法」を踏まえて敷地内全面禁煙化に取り組んでおり、昼休みを除く授業時間帯（8：50～17：40）を禁煙としています。

なお、未成年者については、「未成年者喫煙禁止法」によって喫煙が禁

じられていますので、学内外を問わず、喫煙はできません。

(ウ)薬物（ドラッグ）等に関して

・「麻薬及び向精神薬取締法」「覚せい剤取締法」「大麻取締法」「医薬品医療機器法」（危険ドラッグ）などによって、使用・所持・譲渡等が禁止されている薬物には、学内外を問わず、十分注意してください。これらは、隠語で呼ばれることが多く、時にはサプリメントだというような説明をされることもありますので、国や自治体による情報サイトや配付資料から、正確な知識を得るよう心がけてください。

また、法律で禁止されていない薬物についても、違法薬物と同様に、健康に不可逆的なダメージを与えたり、命に関わるトラブルを生じさせたりする恐れがあります。「捕まらないから、大丈夫」と言うわけではありませんので、出所のはっきりしない物質については、それが医薬品、飲食物その他どのような形態であっても、摂取しないことが大切です。たとえ親しい人から強く勧められたりしても、きっぱり断ってください。

(エ)自転車・バイク等安全、交通事故等の防止に関して

・他大学の学生では自転車事故に関して、大けがをしたり他人にけがを負わすなどで損害賠償を求められるケースが多発しています。保険に未加入のため多額の負担にたえられず、退学を余儀なくされる事態に至った場合もあります。

・自動車だけでなく自転車も含め車両の運転に関しては、交通法規の遵守はもちろんのこと、安全運転、交通マナーの向上に心がけ、交通事故等の防止に努めることが求められます。

・とりわけ飲酒運転を根絶するため、飲酒運転防止の取り組みを強化するとともに、飲酒運転は絶対行わない、行わせないことを改めて徹底することが必要です。（自転車での飲酒運転については法律で禁じられおり直ちに厳しいペナルティが課されます）

・教育、研究の場にふさわしい環境を維持するために、構内の通行規制を守るとともに、秩序ある駐車、駐輪をするように心がけてください。

(オ)定期試験等での不正行為に関して

・試験は日頃の学習の成果を正しく反映させることによって、自己の正しい評価を理解し、今後の学習に役立てていくための大切な機会となるものであり、試験の際の不正行為は、教員の行う成績評価を誤らせるだけでなく、自分自身に対しても自己の能力を見誤る結果に繋がる重大な背信行為です。このことから改めて定期試験等においては、その都度不正行為の禁止等をお知らせしているところですが、残念ながら毎年、不正行為が繰り返し発生しております。定期試験等でカンニング、答案用紙のすり替え、身代わり受験、電子機器の不正使用、その他試験監督者等の指示に従わないなど、不正行為は絶対に行わないことが重要です。

・不正行為の事実が認められた場合は、学生便覧等でかねてから周知し

ている通り、懲戒処分その他厳正な措置が大学として行われるとともに、当該学期の全履修科目が不合格となるので、絶対に不正行為は行わず、正当な態度で定期試験等に臨むようにしてください。

(カ) SNS等による人権侵害に関して

・SNS等はコミュニケーションの輪を広げ、自由自在の情報の入手や発信ができる便利なものですが、残念ながら悪用した行為も増えてきています。他人への中傷や侮蔑、無責任な噂、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、人権やプライバシー侵害につながる事例が生じています。SNS等の特性を十分理解し、常に人権を尊重した利用をすることが必要です。特に、違法性のある投稿や人間関係のトラブルに繋がるような書き込みなどについては、状況に応じ、大学から必要な指導を行い、また、懲戒の検討を行うこともあります。

(キ) IT等不正使用、本学の情報システム利用等に関して

・IT機器の使用に当たっては、進化を続けるサイバー攻撃などに対して、被害者にも加害者にもならないよう、情報セキュリティに対して正しい意識と知識を持つことが必要です。自分のIDやパスワードはしっかりと管理し、他人に絶対に使用させないことなど情報セキュリティの重要性に特に配慮してください。

(ク) ハラスメントの防止に関して

・ハラスメントには、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなど様々なものがあります。このハラスメントへの対応として、学内にハラスメント防止委員会を設置し、各学部・研究科、事務局、学生部から選出された学内ハラスメント相談員を配置しています。ハラスメント相談員は、相談者の話をよく聞き、解決策について一緒に考え、その実現の手助けをします。また、学生自身がハラスメントを行う立場にも受ける立場にも置かれることがあります。「自分一人ではうまく問題に対処できない時」「身近な人に話す事ができない時」には、一人で悩まず相談員に連絡してください。相談員については、本学ホームページを参照ください。なお、学生相談室でも相談ができます。

(ケ) その他（企業等との共同研究等における守秘義務など）

・学生は、学年が進むと、教員が行う企業や研究機関との共同研究等に携わる場合があります。一方、企業等との共同研究契約等については、研究の内容や成果、また、契約の存在・企業名を秘密とすることなどが記載されていることがあります。

共同研究等に携わる場合は、関係教員に秘密保持が必要でないか内容を確認し、守秘義務が課せられているときは情報漏洩などがないように

してください。（誓約書の提出が必要な場合があります。）

（3）日々変化するコンプライアンス

コンプライアンスに関係する法令は無限にあり、これらは社会情勢に応じて、変化していきます。また、事件が起これば、それを契機にルールが変わり、また、解釈が変わることもありえます。

府立大学では、コンプライアンスに関わる諸情報について、常にアンテナを張り、学生が遵守すべき事項等について、適宜、注意喚起を行い、また、法令等の制定に応じ、学生が遵守する学内ルール等を必要に応じ定めていきますので、留意願います。

<参考> 近年のコンプライアンス関係法令等 （例）

- ◎ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

主な内容

- ① 障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定
- ② 国民の責務として障害を理由とする差別の解消の推進に寄与する努力義務
- ③ 行政機関等（地方独立行政法人含む）・事業所に差別禁止・合理的配慮義務
- ④ “ ” に職員が適切に対応するために必要な要領等制定の努力義務

※ 障害のある人を差別するような行為・扱いを社会からなくしていくため、制定された法律であり、学生にも、その趣旨を踏まえた行動が求められます。

- ◎ 京都府公立大学法人反社会的勢力への対応に関する規程

<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/files/15172.pdf>

制定日 平成 29 年 10 月 1 日

主な内容

- ① 関係を持たない事や不当要求等を拒絶する事など反社会的勢力への対応に関する法人の基本方針を規定
- ② 契約締結時に、相手方が反社会的勢力でない事を確認する等手続を規定

- ③ 教職員、学生等が不当要求等受けた場合や事実を知った場合の所属長への報告等義務を規定
 - ④ 本規程と併せ、京都府公立大学法人教職員倫理規程を一部改正、教職員の反社会的勢力との関係に係る禁止行為等を規定（第7条の2）
<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/articles/news/files/15390.pdf>
- ※ 反社会的勢力とは一切関わらないことを定めています。何らかの要求を受けた場合などは、学生部長に報告・相談してください。

- ◎ 自転車保険加入義務化（京都市・京都府が同内容で関係条例を改正・施行）
<http://www.pref.kyoto.jp/kotsuanzen/20170707.html>

施行日 平成29年10月1日 又は 平成30年4月1日

主な内容

- ① 自転車利用者（未成年の場合は保護者）に対する自転車保険加入義務を規定（平成29年10月から半年間は努力義務）
 - ② 従業者が事業活動の際に自転車利用をする場合の事業者の自転車保険加入義務
（平成29年10月～）
 - ③ 大学の長に、通学者が自転車利用している場合の保険加入状況等確認努力義務
- ※ 自転車事故が思いもよらない悲惨な結果を招きかねない事（多額の賠償責任に堪えられず、退学した学生（京都市内大学）の例もあり）などから、すべての利用者に自転車保険の加入義務が課せられています。平成30年4月からは自転車保険へ加入することが求められていますので、自転車を利用する学生は、必ず自転車保険に加入してください。

（4）推進体制（具体的な相談についての窓口）

府立大学では、問題となるケース、内容に応じて、次のような窓口を設け、学内委員会等を整備しています。

問題となる事態が発生した時、発生を知った時は、学生は、状況を一人で抱えず、まずは担当教員等然るべき者に連絡・相談を行い、また、できる限り、早く、窓口相談するようにしてください。

府立大学では、問題となる事案が発生した場合は、速やかに事実を確認し、迅速に対応措置を講じるとともに、府民の信頼を損ねかねない重要事案については、必要な情報を開示し、説明責任を尽くすことを基本に対応していきます。

また、発生した事案の再発防止のための措置を組織的に講じ、将来、絶対に繰り返さないための確たる取組を徹底していきます。

【推進体制および相談窓口】
(学内)

事 項	所管委員会等	相 談 窓 口
悩みや様々な相談、カウンセリング・心の健康相談等	学生部委員会	学生相談室 電話：075-703-5901 E-mail：soudan@kpu.ac.jp 学務課（学生担当） 電話：075-703-5124 FAX：075-701-2474 E-mail：gakuseik@kpu.ac.jp
ハラスメント	ハラスメント防止委員会	ハラスメント相談員（府大HP） http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=46
人権	人権委員会	管理課（総務担当） 電話：075-703-5102 FAX：075-703-5149 E-mail：kikacho@kpu.ac.jp
研究活動上の不正行為 公的研究費の不正使用	調査委員会	企画課 電話：075-703-5147 FAX：075-703-4979 E-mail：kikaku@kpu.ac.jp
情報システム (運用・利用)	全学情報システム運営委員会	企画課（情報担当） 電話：075-703-5904 E-mail：netsect@ml.kpu.ac.jp

(法人)

公益通報者保護法に基づき、教職員等（研究等に参画する学生・大学院生等）が、法人に直接、通報できる内部通報制度が設けられています。通報者は、通報を理由に、いかなる不利益な取り扱いを受けることはありません。

教職員等からの内部通報 (公益通報制度)	京都府公立大学法人コンプライアンス委員会	<p>■京都府公立大学法人本部総務室 電話：075-212-5409 FAX：075-212-5459 E-mail： soudan@koto.kpu-m.ac.jp</p> <p>■外部調査員 こまつ法律事務所 弁護士 小松 琢 〒604-0924 京都市中京区河原町二条西南角一之船入町 366 河原町二条ビル 4階 FAX：075-257-3356 (外部調査員には FAX または書面で通報)</p>
-------------------------	----------------------	--

